徳島県営住宅（新住宅）〈万代町・名東（東）６号棟・津田松原団地〉

令和７年度　第２回

入居者募集のご案内

書類受付期間・場所

日時…令和７年８月４日（月）・５日（火）

午前１０時から午後４時まで

場所…**徳島県庁　11階　講堂**（別図参照）

抽選日時・場所

日時…令和７年８月２０日（水）

午前10時から午前11時30分まで

場所…徳島県職員会館　２階　会議室（別図参照）

徳島市万代町３丁目5-3

※抽選のための駐車場はございません。　公共交通機関ご利用の上、お越しください。

【徳島県営住宅ＰＦＩ管理センター】

徳島市かちどき橋１丁目５７番１　ライフビル１階

電　話：０８８－６７８－２２７１

ＦＡＸ：０８８－６５５－６２５５

県営住宅入居者募集要領
新住宅（万代町、名東（東）6号棟、津田松原）

県営住宅とは

※新住宅は徳島県営住宅 PFI 管理センター、既存住宅は徳島県住宅供給公社が管理しています。

公営住宅法等の規定に基づいて、所得の少ない、住宅に困窮しておられる方々に、低廉な家賃で住宅を提供しようとするものです。

入居申込みから決定までの流れ

※本書総合案内に詳細を記載しております。

1　申込受付日に入居申込みに必要な書類を提出していただき、入居申込み資格等を審査した上で申込みを受け付けます。必要な書類が不備な場合は受付できません。また、家族を不自然に分離した申請は受付できません。

2　同一の募集に複数の申込みがあった場合は、一般住宅は抽選により当選者（仮当選者）を決定し、優先住宅は選考により当選者（仮当選者）を決定します。

3　当選決定後、『入居手続きに必要な書類』を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。
※提出期限までに必要な書類が提出されない場合は、入居を許可できない場合がありますので、期限は厳守してください。

注意事項

1　徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。

2　不正な申請が判明した場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。

3　申込み後、入居までに同居親族が変更(出産、死亡を除く)となった場合は、その申込みが無効となる場合があります。

入居申込みができる資格

1　同居する親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）がいること。

※60歳以上の方、身体障がい者（身体障害者手帳1～4級までの方）、精神障がい者、知的障がい者、DV 被害者（配偶者等からの暴力被害者）、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下又は床面積の合計が 55 ㎡未満の住宅に限って単身でも申込みできます。

なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制のある方に限ります。

※　婚約者は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。

2　現に住宅に困窮していること。

（原則、持家や公営住宅に居住している方は、困窮していることになりません）

3　収入が法令で定められた基準内であること。 → 次項の収入基準をご覧ください。

4　申込者および同居する親族が、暴力団員でないこと。

5　申込者および同居する親族が、県税を滞納していないこと。

※「子ども・被災者支援法」に基づき定められた支援対象地域にお住まいの方も，国の定める範囲で申込み可能です。詳しくはお問い合わせください。

※受付の際に事情をお伺いすることがありますので、申込者ご本人か事情のよくわかる代理人による申込み(代理人のみの場合、委任状持参)をお願いします。

6　過去に県営住宅に入居していた者にあっては、現に家賃の未納がないこと。

家賃について

※部屋ごとに、収入によってそれぞれ家賃が異なります。

1　入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	収入区分	所得月額 ＝ $\frac{\text{年間所得金額－諸控除額}}{12}$
一般階層	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下
	4	13万9千円を超え15万8千円以下
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下

2　入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、収入申告がない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。

裁量階層

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

1　高 齢 者 世 帯　入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である世帯

2　障 がい者 世 帯　入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯

3　子 育 て 世 帯　同居者に中学生までの子どもがいる世帯

収入基準上限額早見表

上段は年収、下段の（　）は月収、単位：円

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円 以　下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	21万4千円 以　下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

※　給与所得者が 1 人で、扶養親族の控除が適用された場合の例です。

収入基準

所得月額が15万8千円以下であること
（裁量階層は21万4千円以下）

所得月額 ＝（(A)年間所得金額 － (B)諸控除額 ）÷12

⇩

※裏面一覧参照

(A)年間所得

給与所得・・・・・給与所得控除後の金額（給与総収入額 － 所得控除額）

事業所得・・・・・事業所得金額（事業総収入金額 － 事業必要経費）

年金所得・・・・・雑所得金額（年金等総収入金額 － 公的年金等控除額）

※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

（B）諸控除額

控除名	控除対象者	控除額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1 人につき 38 万円
② 別居の扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人（保険証等で確認します。）	1 人につき 38 万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち 70 歳以上の人	1 人につき 10 万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の人（配偶者を除く。）	1 人につき 25 万円
⑤ 障がい者控除 ※特別障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人（手帳等で確認します。） ※重度の障がい（1～2 級程度）の人（手帳等で確認します。）	1 人につき 27 万円 ※1 人につき 40 万円
⑥ 寡婦控除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ①夫（民法上の婚姻関係にある者）と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人（この場合、扶養親族の要件はありません。）	1 人につき 27 万円（その人の所得金額を限度）
⑦ ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。（この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。） ③合計所得金額が 500 万円以下であること。	1 人につき 35 万円（その人の所得金額を限度）

※年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。

※給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方1人につき、10 万円（その人の所得金額を限度）が控除されます。

様式第１号（第３条関係）
その１

県営住宅入居申込書

台帳番号	※

令和　　年　　月　　日

徳島県知事殿

〒
現住所
（フリガナ）
申込者氏名
電話番号　（　　）

県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。
なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納していないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
また、入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

1　入居を申し込む団地　＿＿＿＿＿＿＿＿　団地　型式（＿＿＿＿DK）
住宅番号（＿＿＿＿＿＿）

2　申込者及び同居しようとする親族の状況

（フリガナ）氏名	生年月日	年齢	続柄	職業	勤務先等の所在地及び電話番号	備考
			本人		（電話番号　　）	
					（電話番号　　）	
					（電話番号　　）	
					（電話番号　　）	
					（電話番号　　）	
					（電話番号　　）	

3　現在の住居の状況

種別	次のうち、該当するものに○印をつけてください。 (1) 持家（売却予定を含む。）　(2) 公営住宅　(3) 公社・公団住宅 (4) 社宅・職員住宅　(5) 民間アパート等　(6) 親族の家に同居 (7) その他（　　）		
家賃	円	間取り	×　×　×

4　入居を申し込む理由	駐車場使用希望（○して下さい。）
	ある　・　ない

5　同居しようとする親族が申込者と住所が異なる場合の住所等

氏　　名	住所及び電話番号	申込者とともに入居する理由等
	（電話番号　　）	
	（電話番号　　）	
	（電話番号　　）	
	（電話番号　　）	
	（電話番号　　）	

6　収入基準の算定　※

7　確認事項

該当する場合は、□にレ印を記入してください。

□　申込者及び同居しようとする親族は、暴力団員ではありません。

□　申込者及び同居しようとする親族は、県税を滞納しておりません。

□　申込者及び同居しようとする親族のうち、過去に県営住宅に入居していたものにあつては、現に家賃の未納はありません。

申込者の住宅に困窮する実情	次のうち、該当するものに○印を付けてください。 イ　住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 ロ　他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 ハ　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者 ニ　正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。） ホ　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者 ヘ　イからホまでに該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
記入上の注意	1　「職業」欄には、勤務先があるときは、会社名と○○課総務係の様に詳細に書いてください。なお、学生は学校名を書いてください。 2　この申込書は正確に書いてください。重要な事実について記載がない場合であつて当該不備を補正しないとき又は虚偽の記載があるときは、入居の許可を拒否します。また、虚偽の記載をして県営住宅の入居の許可を受けた場合には、入居の許可を取り消すことがあります。 3　※印欄には、記入しないでください。

備考　この様式は、県営住宅（徳島県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和35年徳島県条例第12号）第10条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）に入居しようとする場合に使用すること。

給与支給明細書

住　所
氏　名

（中途就職者用）

支給別／月別	本　俸	扶養手当（家族手当）	超過勤務手当（残業手当）	賞与（ボーナス）	手　当	手　当	計	控除額・税金・その他
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
年　月分								
計								

控除対象配偶者の有無	有　　無	扶養親族数（配偶者を含む）　　人	
就　職　年　月　日		年　　月　　日	

上記のとおり相違ないことを証明します。
年　　月　　日

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　㊞

※注
- 申込みの前月から就職した月までさかのぼって記入してください。
- 支給別欄のうち空欄になっている手当欄には、各事業所独自の手当を支給されている場合は記入してください。
- 記載金額は全て課税対象となる金額を記入してください。
- 給与所得者が２名以上ある場合はその所得者の数だけ別々に作成してください。
- 扶養親族数は必ず記入してください。

令和7年度　第2回徳島県営住宅入居者募集について
総　合　案　内

受付期間・場所

日　時　令和７年８月４日（月）・８月５日（火）の２日間
　　午前１０時から午後４時まで
場　所　徳島市万代町１丁目１
　　徳島県庁　１１階　講堂（別図参照）
　　※受付のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

受付時の注意事項

○　郵送による受付は致しておりません。
○　受付の際に事情をお伺いすることがありますので、申込者ご本人か事情のよくわかる代理人（委任状要）による申込みをお願いします。
※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。

抽選日時・場所

日　時　令和７年８月２０日（水）　午前１０時から午前１１時３０分まで
場　所　徳島市万代町３丁目５－３
　　徳島県職員会館　２階　会議室（別図参照）
　　※抽選には必ずしも出席する必要はありませんが、公開抽選となっておりますので、
　　できるだけ多くの方の御参加をお願いします。
　　※抽選のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

選 考 方 法

◎　方　法　入居予定者の決定は公開抽選（優先住宅選考分を除く）で行います。
　　（当日抽選会に出席された方の中から代表者を選んで抽選していただきます。）
　　同時に補欠当選者を団地区分別に若干名抽選します。
　　当選者に失格・辞退等が生じた場合、補欠当選者が繰上げ当選者となります。

再受付について

入居希望のなかった住宅について次のとおり再受付します。
ただし、再受付に申込みできるのは今回申込みを行ったが当選しなかった方のみです。

再受付日時　令和７年８月２０日（水）　午後１時から午後４時まで
再抽選日時　令和７年８月２０日（水）　午後４時から
　　・再受付、抽選場所　徳島県職員会館　２階　会議室（別図参照）

発　表

抽選結果は、徳島県住宅課及び徳島県営住宅ＰＦＩ管理センターに掲示するとともに、ホームページにも掲載します。なお、当選者には通知します。
徳島県住宅課ホームページ（https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kendoseibibu/juutakuka/）
徳島県営住宅ＰＦＩ管理センターホームページ（https://www.tokushima-kenei.com）
※電話での当選番号のお問い合わせは、抽選日【８月２０日（水）】の午後１時以降にお願いします。

入居申込みに必要な書類等

1　県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）

2　収入を証する書類　※入居される方全員の書類が必要です。

①給与所得者　源泉徴収票

（中途転職者の方については県が指定する書式の給与支給明細書）

②事業所得者　市町村長発行の前年中の所得・課税証明書

③年金受給者　受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票

④生活保護受給者　福祉事務所等発行の生活保護受給証明書

⑤①から④に該当しない方　市町村長発行の直近の所得・課税証明書

3　障がい者手帳の写し（該当する方がいる場合）

4　婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）

内縁関係の方は、続柄に未届の夫（または妻）と記載されている住民票

5　離婚を理由に申し込まれる方は、書類審査時に戸籍謄本で確認できる方。

また、離婚調停中で申し込まれる方は、書類受付時までに裁判所へ調停申込み済みで、かつ入居許可までに離婚調停成立が可能な方

6　印鑑（認印）

7　その他、知事が必要と認める書類

申　込　み　か　ら　入　居　ま　で

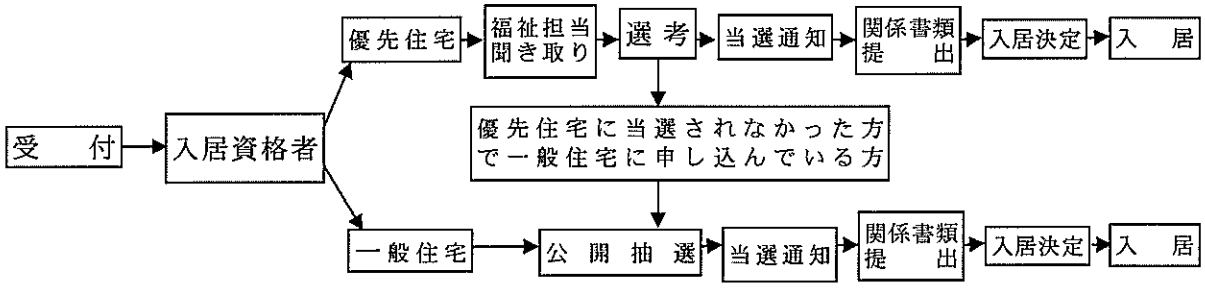

上記の選考において、一般住宅及び優先住宅について申込みがなかった住宅

※再受付と再抽選は、一般住宅の抽選日と同じ日に行います。

※PFI管理センターでの物件を申し込まれた方のみ再受付を行っております（徳島県住宅供給公社での物件を申し込まれた方の再受付は当センターでは行っておりません）。
なお、再受付を申し込まれた場合、（再受付を）辞退されない限り、受付での申込みは無効となります。

当選後、必要な書類

① 請書（連帯保証人２名（同一世帯でないこと）が連署したもの。保証人の印鑑証明書、所得課税証明書が必要です。）
優先入居対象者、ＤＶ被害者、生活保護を受けている方等については、連帯保証人の連署は不要です。詳しくは、受付時等に確認させていただきます。
② それ以外の方については、請書に連帯保証人２名（同一世帯でないこと）の連署が必要であり、保証人の印鑑証明書、所得課税証明書等の添付が必要です。
～連帯保証人資格について～
※原則として、連帯保証人の内１人は、現に県内に居住している方であること。
※連帯保証人同士が同一世帯でないこと。
※入居者と同等以上の継続した収入があること。
③ 市町村長発行の前年中の所得課税証明書
④ 入居される方全員の住民票(※マイナンバーの記載がないもの）及び保険証等
⑤ その他、県が指定する書類（入居者調書、同意書、誓約書、連帯保証人調書等）

【駐車場を希望される方】
① 自動車保管場所使用許可申請書
② 車両使用者又は、所有者の運転免許証写し
③ 車両の車検証写し
④ 介護関係及び会社関係の車両使用証明書
介護に関しては、関係者の免許証及び使用車両車検証の写し

入居予定日等

① 当選者の入居予定日は、令和７年１０月１日です。
（入居説明会及び鍵渡しは令和７年９月１９日頃を予定しています。）
② 当選通知後、指定の期日までに関係書類の提出がない場合は、辞退されたものとして処理します。
③ 重複して申込みされた場合は、すべて無効になります。（優先住宅との重複は除く。）
④ 入居時に敷金として家賃の３ヶ月分が必要です。
（有料駐車場については、使用料の３ヶ月分が別途保証金として必要です。）
⑤ その他、自治会費、共益費が必要です。

自治会の運営について

県営住宅は集合住宅です。入居者の皆さんが協力し、共用部分を円滑に運営するため、自治会を組織し、共益費の徴収などを行って頂いております。
入居される皆さんは、必ず自治会に入会してください。

駐車場について

原則１戸に１台を限度に、自動車保管場所使用承諾証明書を交付しております。
必ず、当選後に必要な書類を提出の上、審査を受けて下さい。
また、車庫法に基づき、自動車を保有している方については、団地周辺（２ｋｍ以内）で、駐車場を各自で確保して頂く必要がありますので、ご承知おきください。

ペット飼育禁止について

県営住宅では犬、猫、鳩等動物の飼育は禁止しております。

入居申込書の記入例

様式第１号（第３条関係）
その１

県営住宅入居申込書	台帳番号	※

令和７年〇〇月〇〇日

徳島県知事殿

〒770-0941
現住所 徳島市万代町1丁目1番地
（フリガナ）トク シマ タ ロウ
申込者氏名 徳島太郎
電話番号 621－××××

県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。
なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納していないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
また、入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

1　入居を申し込む団地　名東（東）　団地（型式 2DK ）
住宅番号（ 6405 ）

2　申込者及び同居しようとする親族の状況

（フリガナ）氏名	生年月日	年齢	続柄	職業	勤務先等の所在地及び電話番号	備考
トク シマ タ ロウ 徳島太郎	S42.5.10	58	本人	徳島建設（株）	徳島市かちどき橋1丁目57番地1（電話番号 678－××××）	
ハナ コ 花子	S47.7.15	53	妻	無職	（電話番号　）	
イチ ロウ 一郎	H20.8.1	17	子	富田高校アルバイト	（電話番号　）	
					（電話番号　）	
					（電話番号　）	
					（電話番号　）	

3　現在の住居の状況

種別	次のうち、該当するものに〇印をつけてください。 (1) 持家（売却予定を含む。）　(2) 公営住宅　(3) 公社・公団住宅 (4) 社宅・職員住宅　(5)〇 民間アパート等　(6) 親族の家に同居 (7) その他（　）

家賃	50,000円	間取り	6.0 × 4.5 × DK （2DK）

4　入居を申し込む理由
部屋が狭い、家賃が高い、建物が古い。

駐車場使用希望（〇して下さい。）
〇ある　・　ない

給与支給明細書の記入例

給与所得者のうち、中途就職者（令和６年１月２日以降就職された方）については、源泉徴収票に併せて下記記載例の給与支給明細書を提出してください。

給 与 支 給 明 細 書
（中途転就職者用）

住　所　**徳島市万代町1丁目1番地**
氏　名　　**徳 島 太 郎**

支給別／月別	本　俸	扶養手当（家族手当）	超過勤務手当（残業手当）	賞　与（ボーナス）	手　当	手　当	計	控除額 税金・その他
令和6年 8月	110,000						110,000	
9月	200,000		10,000		10,000		220,000	
10月	220,000		10,000		10,000		240,000	
11月	220,000		20,000		10,000		250,000	
12月	240,000		20,000		10,000		270,000	
令和7年 1月	240,000		20,000		10,000		270,000	
2月	240,000		20,000		10,000		270,000	
3月	240,000		20,000		10,000		270,000	
4月	240,000		20,000		10,000		270,000	
5月	240,000		20,000		10,000		270,000	
6月	240,000		20,000		10,000		270,000	
申込みの前月分（令和7年7月）	240,000		20,000		10,000		270,000	
計	2,670,000		200,000		110,000		2,980,000	
控除対象配偶者の有無		(有)　無		扶養親族数（配偶者を含む）			2　人	
就　職　年　月　日				令和６年　８月　１５日				

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和７年　８月　１日

所　在　地　**徳島市かちどき橋1丁目57番1**
名　　称　**徳島建設株式会社**
代表者氏名　**代表取締役　東　西　一　郎**　(印)

※注
- 申込みの前月から就職した月までさかのぼって記入してください。
- 支給別欄のうち空欄になっている手当欄には、各事業所独自の手当を支給されている場合は記入してください。
- 記載金額は全て課税対象となる金額を記入してください。
- 給与所得者が２名以上ある場合はその所得者の数だけ別々に作成してください。
- 扶養親族数は必ず記入してください。

一般公募住宅：抽選

一 般 住 宅 一 覧 表

（※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。）

間取りの数字は広さを畳数で表したもの
洋3.8･･･洋室3.8畳、4.5･･･4.5畳、5.6･･･5.6畳、6.6･･･6.6畳、
和3.3･･･和室3.3畳、4.7･･･4.7畳、
ＤＫ7.4・・・ダイニング・キッチン7.4畳　etc.
Ｋ・・・台所、ＤＫ・・・ダイニング・キッチン
１ＤＫ・２ＤＫ・・・単身での申込みができます
３ＤＫ・・・２人以上での申込みになります
４ＤＫ・・・４人以上での申込みになります
その他　網戸の設備はありません

住宅番号の読み方
例　308･･････3階の8号室
807･･････8階の7号室
6211･･････6号棟2階の11号室
6701･･････6号棟7階の1号室

団地名	所在地	建設年度	構造	募集戸数	住宅番号	階数	間取り型式	収入区分	家賃（円）予定額	備考
万代町	徳島市万代町5丁目２２-９	平成２７	高層耐火８階建	1	106	1				○単身者申込み可能
							洋5.6・4.5 DK(7.4)	1	25,400	○駐車場使用料
								2	29,300	月額1,900円
								3	33,600	○エレベーター有
							2DK	4	37,900	○共益費（※）
										月額約2,300円
名東（東）	徳島市名東町1丁目６９-２	平成２７	高層耐火８階建	1	6405	4				○単身者申込み可能
							洋5.6・4.5 DK(7.4)	1	24,000	○駐車場使用料
								2	27,700	月額1,200円
								3	31,700	○エレベーター有
							2DK	4	35,800	○共益費（※）
										月額約5,000円
津田松原	徳島市津田町３丁目７－７	平成２７	高層耐火８階建	1	310	3				
							洋3.8・6.6 和4.7 DK(8.7)	1	28,800	○駐車場使用料
								2	33,200	月額1,100円
								3	38,000	○エレベーター有
							3DK	4	42,800	○共益費（※）
										月額約5,000円

※ 共益費は、各団地で満室入居時の目安額です。入居戸数によって変動する場合があります。

優 先 住 宅 ： 選 考

優先住宅について

▶ 優先入居対象者

優先住宅は、次の①～④のいずれかに該当する方が申込みできます。

①母子・父子世帯･･･配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養している世帯
（ＤＶ被害者（配偶者からの暴力被害者）で20歳未満の子を扶養している者も対象とします。）

②高 齢 者 世 帯･･･60歳以上の単身者又は60歳以上（一方の配偶者は60歳未満可）若しくは18歳未満の親族で構成する世帯

③障がい者世帯 ･･･1～4級までの身体障害者手帳所持者、療育手帳を所持する程度の者又は精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者等がいる世帯
※車いす常用者がいる世帯は車いす専用住宅に申込みできます。

④炭鉱離職者又は引揚者の世帯

※室内には手すり等特別な設備はありません。

▶ 申込み方法

優先入居対象者は、一般公募住宅と優先住宅の双方に入居申込みできます。
申込みは、受付の当日、担当者に優先住宅を希望する旨を伝え申し込んでください。
※なお、徳島県住宅供給公社の募集物件との重複での申込みはできません。

▶ 選考方法

優先住宅の入居者の選考は、徳島県保健福祉部及びこども未来部において困窮度等を調査のうえ決定します。

▶ 必要な書類

入居申込みに必要な書類の他、障がい者世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持参してください。

なお、ＤＶ被害者の方は、地方裁判所の保護命令発行通知書、こども女性相談センター所長の保護証明書等が必要となります。

※優先住宅で当選された方は、一般住宅への申込みは無効となります。

※当選された方には電話連絡をしますが、落選された方には電話連絡及び通知はしません。

優先住宅:選考

優 先 住 宅 一 覧 表

(障がい者、高齢者、母子、父子の方が応募できる住宅)

間取りの数字は広さを畳数で表したもの
洋3.8･･･洋室3.8畳、4.5･･･4.5畳、5.6･･･5.6畳、6.6･･･6.6畳、
和3.3･･･和室3.3畳、4.7･･･4.7畳、
ＤＫ7.4・・・ダイニング・キッチン7.4畳　etc.
Ｋ・・・台所、ＤＫ・・・ダイニング・キッチン
１ＤＫ・２ＤＫ・・・単身での申込みができます
３ＤＫ・・・２人以上での申込みになります
その他　網戸の設備はありません

住宅番号の読み方
例　308･･････3階の8号室
807･･････8階の7号室
6701･･････6号棟7階の1号室

母子･父子･高齢者･障がい者世帯等の方が申込みできる住宅

団地名	所在地	建設年度	構造	募集戸数	住宅番号	階数	間取り型式	収入区分	家賃(円)予定額	備考
万代町	徳島市万代町5丁目22-9	平成27	高層耐火8階建	1	614	6	洋3.8・6.6 和4.7 DK(8.7) 3DK	1	30,700	○駐車場使用料 月額1,900円 ○エレベーター有 ○共益費(※) 月額約2,300円
								2	35,400	
								3	40,500	
								4	45,700	
津田松原	徳島市津田町3丁目7－7	平成27	高層耐火8階建	1	607	6	洋5.6・4.5 DK(7.4) 2DK	1	23,800	○単身者申込み可能 ○駐車場使用料 月額1,100円 ○エレベーター有 ○共益費(※) 月額約5,000円
								2	27,500	
								3	31,500	
								4	35,500	

※共益費は、各団地で満室入居時の目安額です。入居戸数によって変動する場合があります。

申込みについての注意事項

①今回の募集申込み方法は、各団地間取りに対しての希望申込みとします。
②一度、決定した住宅番号の変更はできませんので予めご了承下さい。

【万代町団地・名東(東)団地・津田松原団地 参考図】

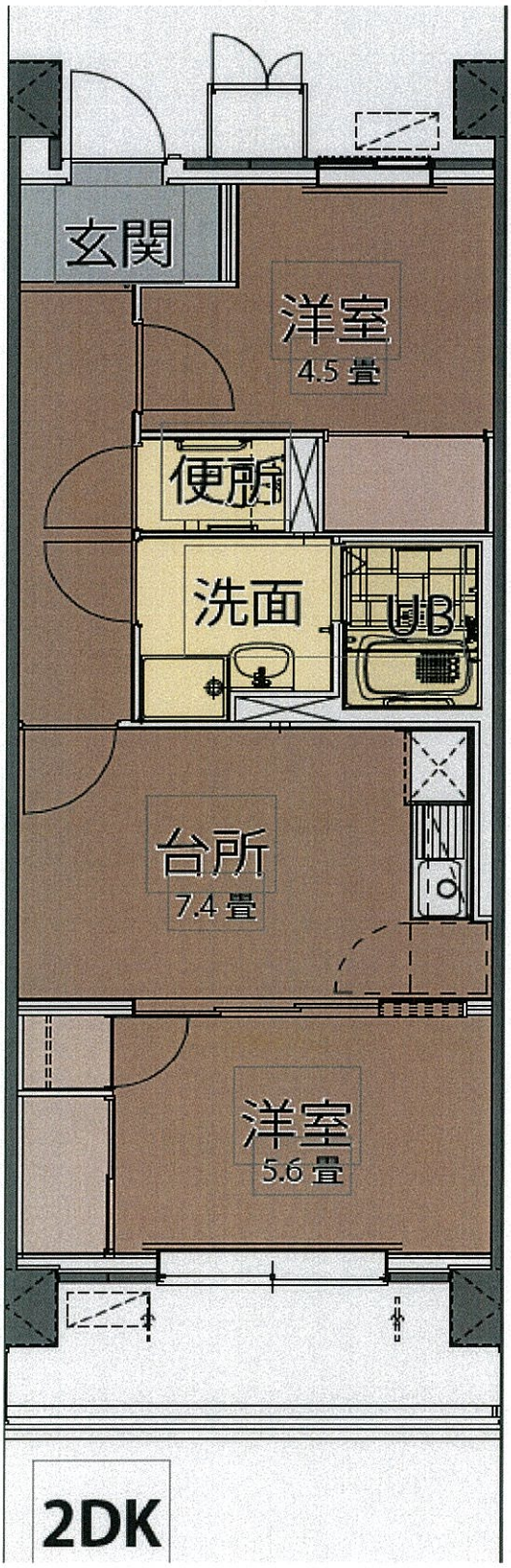

【万代町団地・津田松原団地　参考図】

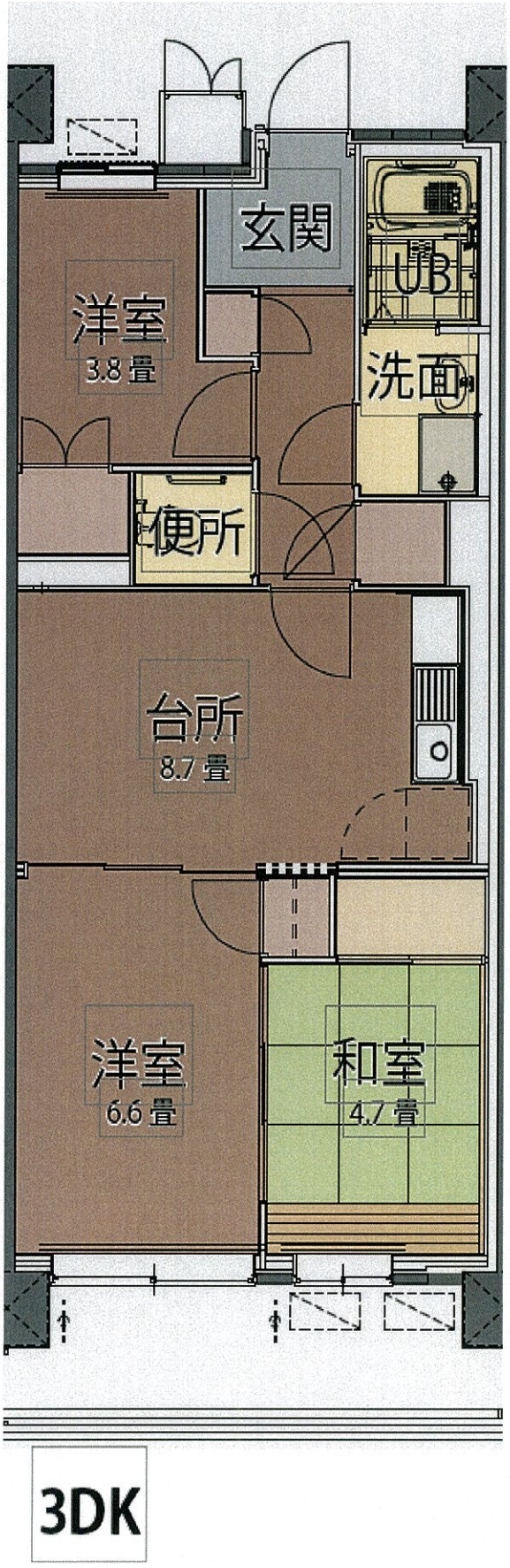

受付会場の略図

受付日時　令和７年８月４日(月)
　　令和７年８月５日(火)
　　午前１０時～午後４時

※会場：徳島県庁１１階講堂（徳島市万代町１丁目１）

公共交通機関
- ＪＲ徳島駅下車　1300m
- ＪＲ阿波富田駅下車　450m
- バス県庁前下車　100m

※受付のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

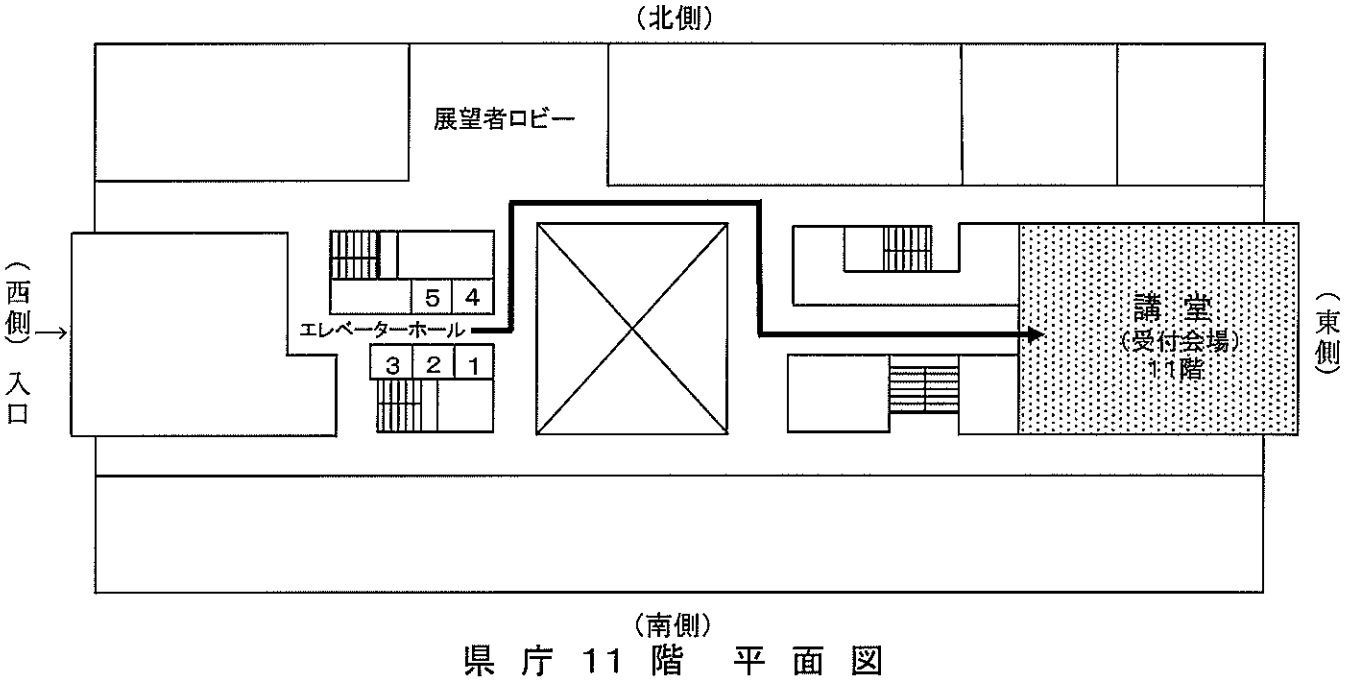

県　庁　11　階　平　面　図

抽選会場の略図

抽選日時　令和７年８月２０日(水)
　　午前１０時～午前１１時３０分
再受付日時　同　　日
　　午後１時～午後４時まで
再抽選日時　同　　日
　　午後４時から

※会場：徳島県職員会館　２階　会議室
（徳島市万代町3丁目5-3）

公共交通機関
- ＪＲ徳島駅下車　1400m
- ＪＲ阿波富田駅下車　500m
- バス県庁前下車　150m

※再受付に申込みできるのは今回申込みを行ったが当選しなかった方のみです。

※抽選、再受付のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

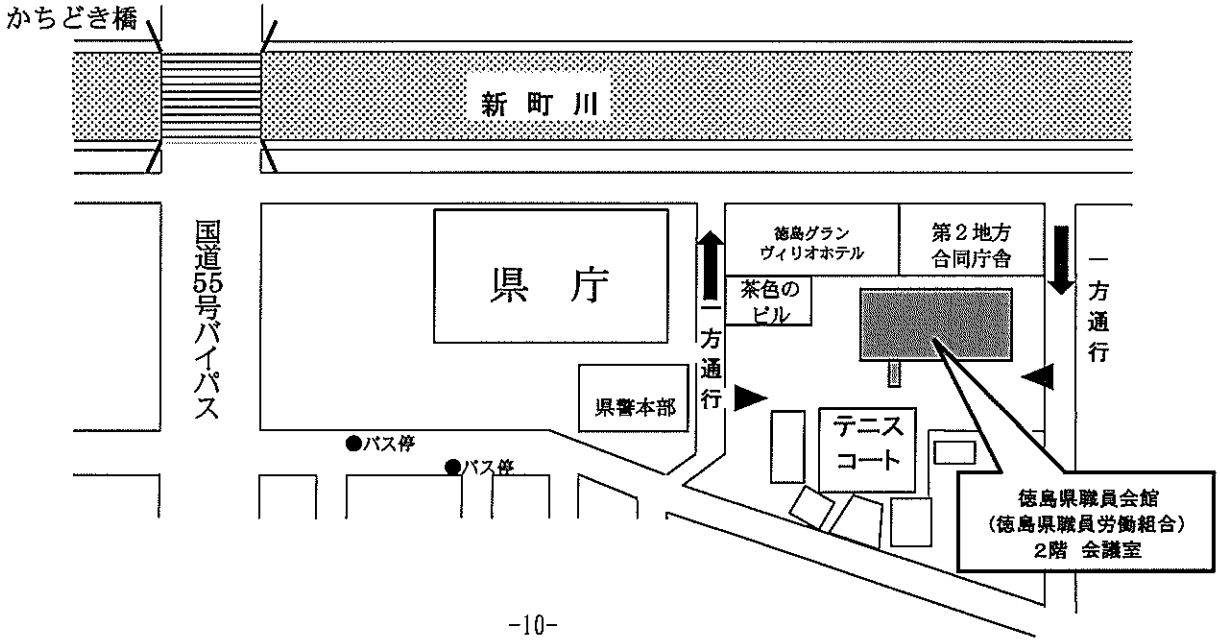

委 任 状

令和　年　月　日

（代理人）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記のものを代理人と認め、下記の申請に関する一切の権限を委任します。

記

委任する権限

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（申請者）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※必ず申請者自身が自筆・押印して下さい。

委 任 状

令和７年８月４日

（代理人）

住　　所　徳島市かちどき橋１丁目57

氏　　名　阿波　舞子

私は、上記のものを代理人と認め、下記の申請に関する一切の権限を委任します。

記

委任する権限

令和７年度第２回入居者募集

（申請者）

住所　阿波市阿波町 1-1

氏名　徳島　丈太郎　㊞

※押印必要です。

家賃滞納への注意

家賃を滞納した場合、以下のルールで厳正に対処することとし、6か月分の滞納が確認された時点で退去手続に入ります。

滞納を放置すると金額が膨れ上がり、どんどん支払が難しくなります。
滞納してしまった場合も、**1か月目、2か月目のうちに支払っておくことが、県営住宅に住み続けるためには必要**です。

（例：家賃2万円の場合）

1か月滞納	支払額＝4万円 （当月分2万円＋滞納分2万円）	電話による督促
2か月滞納	支払額＝6万円 （当月分2万円＋滞納分4万円）	訪問による督促
3か月滞納	支払額＝8万円 （当月分2万円＋滞納分6万円）	催告書による督促①
4か月滞納	支払額＝10万円 （当月分2万円＋滞納分8万円）	最終チェック **面談**（分納の意思確認）
5か月滞納	支払額＝12万円 （当月分2万円＋滞納分10万円）	催告書による督促② 最後のチャンス
6か月滞納		**明渡請求の通知**

明渡請求が届いても退去されない場合は、
「**明渡訴訟**」「**滞納家賃の支払訴訟**」を提起します。